



は高糖度原料糖について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

イ 粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖（本邦から輸出されるものに限る。）

ロ 当該粗糖又は高糖度原料糖を主要な原料として製造される食品であつて農林水産省令で定めるもの（本邦から輸出されるものに限る。）

ハ 当該粗糖又は高糖度原料糖を主要な原料として製造される食品以外の製品であつて農林水産省令で定めるもの（輸入に係る指定糖の機構への売渡しを要しない場合）

**第五条** 法第五条第一項ただし書の政令で定める場合は、輸入申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十六七条の規定による輸入の申告をいう。第二十四条の四において同じ。）に係る指定糖が次に掲げるものである場合とす。

一 関税が課されるものとした場合に閑税定率法第十四条の規定によりその関税が免除されるべき粗糖又は高糖度原料糖

二 閑税定率法第十五回第一項、第十六回第一項又は第十九回の二第一項の規定によりその関税が免除される砂糖（関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖及び高糖度原料糖を含む。次号において同じ。）又は混合糖（法第七回第二号の混合糖をいう。以下同じ。）

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う閑税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百回十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百四十九号）第四条において準用する場合を含む。第二十四条の四第六号において同じ。）の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖（輸入に係る指定糖の売渡しの申込みに対する申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第八回第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該売渡し申込書の承諾）

書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく、当該申込みに対し承諾しなければならない。  
**(粗糖の平均輸入価格の適用期間)**  
**第七条** 法第六条第一項の政令で定める期間は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間とする。  
**(粗糖の平均輸入価格の算定)**  
**第八条** 法第六条第一項の粗糖の平均輸入価格は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる平均額を加えて得た額を基準として定めるものとする。  
一 その適用期間の初日前十日から遡つて九十日間の各日におけるニューヨークの粗糖に係る商品取引所の公表に係る粗糖の最近月の先物価格の平均額に当該先物価格に係る粗糖と本邦に輸入される標準的な粗糖との糖度及び包装条件の差異による価格差を加減して得た額  
二 粗糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港における粗糖の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額の平均額  
(指定糖の売渡しを受けるに当たつて提供される担保の種類等)  
**第九条** 法第八条第三項の規定により提供せることができる担保の種類は、次に掲げるものとする。  
一 金銭  
二 国債及び地方債  
三 機構が指定する社債(特別の法律により法人が発行する債券を含む)  
四 機構が確實と認める保証人の保証  
2 前項第二号及び第三号に掲げる担保物の価額は、機構の定めるところによる。  
(国内産糖の推定供給数量及び輸入に係る砂糖等の推定總供給数量)  
**第十条** 法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量は、当該年度の前年度における国内産糖の供給数量(国内産糖交付金の交付の対象となる国内産糖の数量に限るものとし、甘しあや糖にあつては、粗糖の通常の精製歩留りを乗じて得た数量とする)を基準とし、当該年度においてその見込数量を参考して定めるものとする。

法第九条第一項第一号の輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）及び国内産糖の推定総供給数量は、当該年度の前年度における輸入に係る指定糖の数量（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の数量。以下この項において同じ。）（関税率法第十三条第一項、第十四条又は第十九条等一定項の規定によりその関税が軽減され、若しくは免除され、又はその関税の払戻しがされる比率法第十三条第一項、第十四条又は第十九条等一定項の規定による輸入に係る指定糖の数量、試験開発証明書を付して輸入される、かつ、製品の試験又は開発に使用される指定糖の数量、第四条第四号イからハまでに掲げる製品の製造に使用される粗糖又は高糖度原糖である指定糖の数量及び第五条各号に掲げる砂糖又は混合糖である指定糖の数量を除くものとし、粗糖及び高糖度原料糖にあつては、これらの通常の精製歩留りを乗じて得た数量ととする。）と当該年度の前年度における前項に規定する国内産糖の供給数量との合計数量を基準とし、当該年度における当該合計数量の見込数量を参考して定めるものとする。  
(異性化糖軽減額に係る換算)  
**第十二条** 法第九条第三項の規定による額の換算は、当該額に粗糖の通常の精製歩留りを乗じて得た数量とするものとする。

(異性化糖軽減額又は加糖調製品軽減額を改定することができる場合)  
**第十四条** 法第九条第五項において準用する法第六条第三項の政令で定める場合は、異性化糖軽減額(法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額をいう。第一号及び第二号において同じ。)にあつては第一号及び第二号、加糖調製品軽減額(法第九条第一項第一号ニの加糖調製品軽減額をいう。第三号及び第四号において同じ。)にあつては第三号及び第四号に掲げる場合とする。  
**一 異性化糖軽減額**が法第九条第三項の換算した額と等しい額である場合であつて、異性化糖標準価格(法第十一条第一項の異性化糖標準価格をいう。次号において同じ。)が標準異性化糖につき法第十五条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度下回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。  
**二 異性化糖軽減額**が法第九条第三項の換算した額未満の額である場合であつて、異性化糖標準価格が標準異性化糖につき法第十五条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度上回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。  
**三 加糖調製品軽減額**が法第九条第四項の換算した額と等しい額である場合であつて、加糖調製品糖標準価格(法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格をいう。次号において同じ。)が法第十八条の六第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度下回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。  
**四 加糖調製品軽減額**が法第九条第四項の換算した額未満の額である場合であつて、加糖調製品糖標準価格が法第十八条の六第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度上回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。  
**第五条** 法第十一条第一項の規定による砂糖調整基準価格の換算は、砂糖調整基準価格に関税の額に相当する金額を加えて得た額を粗糖の通関する措置









の規定は、平成十九年十月一日以後にその製場から移出する異性化糖及び同日以後に輸入申告をする異性化糖等について適用し、同日前に移出し、又は輸入申告をする異性化糖等については、なお従前の例による。

**附 則（平成二二年一月二十五日政令第二三〇号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二三年六月二十四日政令第一七九号）**

この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

**附 則（平成二六年一二月一二日政令第三九五号）**

（施行期日）

1 この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第三条第一項及び第三十一条の規定は、高糖度原料糖（同項に規定する高糖度原料糖をいう。以下同じ。）のうち、その輸入申告（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五条第一項に規定する輸入申告をいう。以下同じ。）がこの政令の施行の日以後であるものについて適用し、高糖度原料糖のうち、その輸入申告が同日前であるものについては、なお従前の例による。

**附 則（平成二九年一月二十五日政令第七号）抄**

（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。（調整規定）

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち畜産経営の安定に関する法律施行令第十四条に一号を加える改正規定、第二条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第四条の改正規定並びに同令第二十四条の次に

一節及び節名を加える改正規定のうち第二十四條の四第七号に係る部分並びに附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

**附 則（平成三十一年七月一日政令第二〇六号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成三十一年一二月二七日政令第三五六六号）抄**

（施行期日）

1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 則（平成三十一年一二月二八日政令第三六一號）抄**

（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**付録第一（第二十二条関係）**

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**付録第一（第二十二条関係）**

$$\Sigma (P + C) r$$

Pは、算定期間の各日における指定地域（海外のでん粉の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）におけるでん粉の市価の平均額  
Cは、でん粉についての指定地域から本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額  
rは、算定期間におけるでん粉の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額

Pは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の初日前三十日からさかのぼつて一年間の各日における指定地域（海外の異性化糖の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）における標準異性化糖

**付録第三（第四十条関係）**

Pは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の初日前三十日からさかのぼつて一年間の各日における指定地域（海外の異性化糖の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）における標準異性化糖

**付録第三（第四十条関係）**

Cは、標準異性化糖についての指定地域から本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額の公表に係るとうもろこしの最近月の先物価格の平均額  
C<sub>1</sub>は、とうもろこしについての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額の公表に係るとうもろこしの最近月の先物価格の平均額  
rは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の属する砂糖年度における指定地域から輸入される異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。以下同じ。）の数量の合計数量の見込数量のうち当該砂糖年度におけるそれぞれの指定地域からの輸入に係る異性化糖の数量の見込数量の占める割合として農林水産大臣の定める率  
付録第二（第四十条関係）

**付録第二（第四十条関係）**

rは、でん粉の通常の製造歩留り

C<sub>2</sub>は、でん粉の製造及び販売に要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額  
C<sub>1</sub>は、でん粉の製造及び販売に要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額  
rは、でん粉の通常の製造歩留り

Pは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の初日前三十日からさかのぼつて一年間の各日における指定地域（海外の異性化糖の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）における標準異性化糖

Pは、算定期間の各日における指定地域（海外のでん粉の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）におけるでん粉の市価の平均額  
Cは、でん粉についての指定地域から本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額  
rは、算定期間における指定地域から輸入されるでん粉の数量の合計数量のうちそれぞれの指定地域からの輸入に係るでん粉の数量の占める割合

**付録第三（第四十条関係）**

Pは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の初日前三十日からさかのぼつて一年間の各日における指定地域（海外の異性化糖の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。）における標準異性化糖

**付録第三（第四十条関係）**